

令和3年
4月

立川市で初 自閉症・情緒障害特別支援学級を二小に開設

問教育支援課 ☎(527)6171



自閉症・情緒障害特別支援学級とは？

発達障害等の特性により通常の学級での活動に参加することが難しい児童が対象です。児童は毎日「自閉症・情緒障害特別支援学級」に通います。

特別支援教室「キラリ」は、在籍の学級から「キラリ」に週に2～4時間程度通って指導を受けていますが、新たに開設する学級で指導を受ける児童は、その学級に在籍し、そこで一日の指導を受けます。

児童の実態に応じて通常の学級の児童との交流も行っていきます。



学区は市内全域です

新たな学級は市内全域を学級の通学区域とし、児童は、原則として保護者の送迎で通学します。



新たな学級の児童と通常の学級の児童が、安心して、適切な指導や支援を受け、二小の仲間として過ごしていくためには、児童や保護者、地域の皆さまの発達障害などに対するご理解が欠かせません。

ぜひ、支援を必要とする子どもたちを身近に考えていただき、あたたかい見守りとご配慮をお願いします。



令和2年度中の予定

令和3年4月の開設に向けて、令和2年度に次のような取り組みを進めていく予定です。

●学級の名称は二小の児童が決めます

立川市の特別支援学級は、一小の「あおぞら学級」、若葉台小の「たんぼぼ学級」など、学級に名前がついています。二小に新たに開設する学級の名称は、二小の児童に決めてもらいます。

●教室の工事を行います

本学級の開設に向け、教室環境を整えるための工事を行います。工事は、学校の活動や近隣に影響がないように実施する予定ですが、ご迷惑をおかけすることもあるかと思われます。保護者の皆さま、近隣の皆さまのご理解をお願いします。

●入級を希望する方の就学相談・転学相談を行います

特別支援学級に入級するには、令和3年度に入学する新1年生は「就学相談」を、新2年生以上の児童は「転学相談」を受ける必要があります。本学級への入級を検討している方は、年長のお子さんは9月30日(水)までに教育支援課に、小学生のお子さんは早めに在籍の学校にご相談ください。

市立保育園保育士(会計年度任用職員)を募集

くわしくは市ホームページをご覧ください。

●時給制職員 ▼勤務 朝夕短時間 ▼報酬 時給(業務内容保育士資格の有無等による) ▼必要書類 履歴書、保育士証の写し(保育士資格がある方)

●月給制職員(育休代替保育士) ▼応募資格 保育士資格を有する方 ▼勤務 週5日、午前8時30分～午後5時(原則) ▼報酬 月額23万7500円 ▼募集人数 1人(選考) ▼必要書類 履歴書、職務経歴書、保育士証の写し

いずれも必要書類を保育課庶務係(市役所1階22番窓口)内線1320へ

児童手当・児童育成手当の「現況届」の提出を

児童手当・児童育成手当(育成・障害手当)を受給中の方へ「現況届」を5月下旬に発送します。令和2年度の手当を受取るために必要な手続きです。6月30日(火)〔消印有効〕までに郵送で、子育て推進課手当・医療費給付係に必ず提出してください。なお、次の期間は書き方が分からない方向けに専用窓口で提出を受け付けます ▼専用窓口 6月8日(月)～12日(金)、午前9時～午後5時 子育て推進課(市役所1階21番窓口) 問子育て推進課手当・医療費給付係・内線1346

育児休業明け入園予約制度申し込みは6月1日～5日

「育児休業明け入園予約制度」の第2期募集を行います。募集は0歳児5人です。

「育児休業明け入園予約制度」は、お子さんの1歳の誕生日の前日以降も法律に基づく育児休業を取得し、復職にあわせて年度途中からの入園を希望する場合に、保育園の入園をあらかじめ確保しておくことで、安心して育児休業を取得していただくためのものです。入園月は9月～令和3年3月、実施園は私立西国立保育園分園(羽衣町1-21-11)、たかのみち保育園さいわい分園(幸町5-1-11-4)、たかのみち保育園さかえ分園(栄町6-13-1)です。申込方法等くわしくは、保育課(市役所1階22番窓口)、窓口

6月1日(月)から受付開始 中小事業者緊急家賃支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響で売上高が著しく減少している、市内で賃貸物件を借りて事業を営む中小事業者に、4月・5月に支払うべき家賃相当額の一部(上限40万円)を支給します。感染拡大防止のため、郵送による申請を原則とします。要件や申込方法等くわしくは、市ホームページをご覧ください。



●主な要件 ▶申請日時点で、市内で賃貸物件を借りて事業を営んでいる ▶令和2年3月～5月のいずれかの売上高が前年同月と比べて50%以上減少しているなど ▶市税を滞納していないなど

●受付期間 6月1日(月)～8月31日(月)〔消印有効〕

問立川市新型コロナウイルス感染症総合コールセンター ☎(523)2111[「コールセンターへ」とお伝えください]

土地・家屋調査を実施中

市は現在、来年度の固定資産税の課税に必要な評価額を決めるため、新築や増築した家屋と土地の現況調査を行っています。身分証明書を携帯した市職員が家屋の間取りや仕上げ材を確認したり、宅地内や畑などに立ち入らせていただいたりする場合がありますので、ご協力をお願いします。なお、今年、土地の利用状況に変更があった方は土地係まで、従来の家屋を取り壊して滅失登記が済んでいない方は家屋係までご連絡ください。

問課税課 ▼土地係・内線1215 ▼家屋係・内線1221

サービスセンター、子ども未来センター、各連絡所で配布する「育児休業明け入園予約のご案内」をご覧ください(市ホームページからダウンロードも可)。 問保育課・内線1326